

生活保護裁判連 ニュース

第二十八号 二〇〇五年十一月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(〇七五二四一一二三四)



生活保護裁判連絡会結成10周年！ 第11回神戸総会・交流会は大盛況

総会は、地元神戸の弁護士である藤原精吾代表委員の挨拶で始まり
ました。

アメリカを襲ったカトリナというハリケーンでは、金持ちは飛行機で、中産階級は自動車で逃げ出し、貧困者は家畜のように取り残された。阪神大震災でも、災害の直撃は貧困者・高齢者が蒙った。行政が機能しなかったが、震災をきっかけに地域の中で市民レベルの動きが始まった。その地で總會を開いている。生活保護裁判の「第三の波」といわれている中で生活保護裁判連の討議を通じて、人的災害にどう立ち向かうのか議論をしようと呼びかけました。

記念シンポ「生存権を考える」大震災から現在まで」は藤原弁護士をコーディネーターに、大橋豊さん(ひょうご福祉ネットワーク)、澄川智広さん(尼崎市福祉事務所)、布川日佐史さん(静岡大学)から報告が行われました。
大橋さんは、震災後10年間続

けられている巡回相談活動の具体的な内容を紹介し、震災直後は法律問題(借地借家問題)が多かったが、最近では借金問題が相談内容のトップになっており、全壊した住宅の住宅ローン、災害援護資金などで苦しむ被災者が多いこと、被災者の自立のための公的な保障が必要で、NGOの活動がその実現のために重要な役割を果たすと訴えました。

澄川さんは、保護世帯が増え、ケーサーカーとして考える暇もなく現場の対応に追われている福祉事務所の現状を報告し、専門職として創造性を持った仕事をしていきたいと話し、前日まで調査に行っていたドイツと比較しながら、ドイツでは職員の生存権保障についての自覚が高いこと、人口を広くして「必要とした人に保護がいきわたらないことを恐れる」という姿勢があること、滞納家賃を立て替える制度、野宿化を防止する施策、きめ細かい就労支援があることなどを紹介しながら、貧困の予防と就労支援の観点から、日本の「自立支援プログラム」もドイツを手本にしていっては何問題提起しました。

布川さんは、「生活保護あり方専門委員会」の委員として関わった経験から、委員会が積み残した課題を話されました。保護費の妥当性の検証問題(老齢加算の縮減廃止)、稼働能力活用要件など、引き続き検討が必要な問題があること、「利用しやすく自立しやすい」という方向で生活保護制度を改革していくこと、広い意味での自立支援サービス給付を早めにしていくことの大切さ、自立支援プログラムについてもいくつかの自治体では地域で生活かけており、広い意味での自立支援につながる施策の模索の必要性が述べられました。

第1分科会 「大震災と生活保護」
第1分科会では「大震災と生活保護」と題し、三つの報告をもとに、阪神・淡路大震災、三宅島噴火災害、新潟中越地震と3つの被災地の実態から浮かび上がった問題点を提起することにより災害被災世帯の公的支援や生活保障のあり方について議論を行いました。

臨場感のある当時のお話から被災状況の違いが浮かび上がり、問題点・実態を振り返る良い機会になりました。
最初に、阪神・淡路大震災当時、神戸市福祉事務所のケーサーカーとして現場で実際に生活保護実務に携わった、高橋秀典さんから当時の状況が説明され、住宅倒壊や職場被災で、家と職を失った市民に対して生活保護を運用する際、何が問題になったかについて詳しい説明がありました。

報告の内容は高橋さんのレジュメに記された「災害救助法が適用されると生活保護法は立ちすくむ」という言葉に集約されます。
災害救助法の適用と生活保護法の適用が競合した場合、4条2項の他法他施策優先原則により災害救助法が優先となり、震災当初、兵庫県は避難所生活者に対しては必要とされる最低限の衣食住が保障されているとして避難所からの生活保護申請を認めませんでした。その後、災害救助法が打ち切られてからは、兵庫県は、待機所は生活保護法第30条にいうところの居室に当たらない、という理由を挙げ、生活保護法を適用しなかったことについて、本来、災害



時に柔軟な対応を期待された生活保護行政が、普段よりも硬直した運用になってしまった事実を認識し、その分析が必要であると主張されました。

災害救助法と生活保護法との関係は、相反するものではなく、補完的に考えるべきものであること、また、震災当時は、災害に伴う業務や市民への対応に追われて、いかに本来業務ができなかったかを報告され、特に、生活保護受給者の安否確認作業ができなかったことから、予め災害対策の中に「災害弱者の安否確認体制」をマニュアルに盛り込んでおくべきと指摘されました。

三宅島で支援活動に携わられた後、一博さんからは、まず噴火当時の状況が時系列で説明され、各地域のコミュニティが地元意識ゆえにうまく連携できなかった例などを話されました。また、三宅島独自の生活保護の運用として500万円の貯金があっても生活保護申請ができるという新しいしくみを紹介されました。被災当時、島民が帰島時に備えて預貯金を取り崩せず、現実に被災により生活困窮しているも貯金があるために生活保護の申請ができない実態をふまえて、三宅村議会は500万円以下の預貯金がある世帯にも生活保護基準相当額の収入を保障する全国初の新条例を制定しました。生活保護基準額と月収との差額は都と村が積み立てる基金から支給することにより最低生活を保障しようというものでした。

新潟中越地震について新潟生健会

から吉田松雄さんは、被災者全体が自立更生のために現金を必要としているときに厚生労働省は、震災時においても見舞金を収入認定し、現金の保有を認めなかったことについて実情に合わない指摘されました。そして、最も重要な目標として「震災復興とは人間の復興である」ということを強く訴えられました。

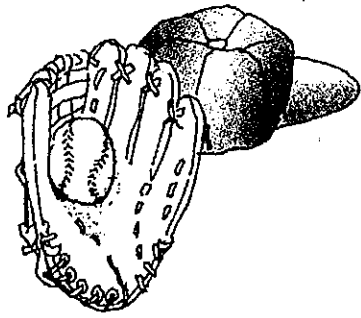
助言者である大分大学の山崎栄一さんからは、各自治体による被災者支援の施策について、具体的な内容と相違について比較分析した詳細な報告がされました。憲法学者でもあり、阪神大震災当時、神戸において実態を調査された山崎さんならではの視点で、災害時における被災者保護には「憲法の棚上げ現象」が見られたこと、官公庁に問い合わせても、通達は知っていても、その根拠となる法律を知らない、生活保護手帳を金科玉条に現場の実情を処理し、生存権から発想するという視点が希薄である点が指摘され、注意を喚起されました。

同じく助言者である大阪市立大学の木下秀雄さんからは、被災当時の救済物資の分配方法について「悪しき平等」というべき実態の紹介があり、形式的な公平性の名の下に行政の救済活動が十分できなかったことについて意見を述べられました。

質疑応答では、各参加者及びブローアともに、活発な意見が出され、被災者支援に何が必要かを考える上での問題点が多く出されま

した。また、大震災当時神戸には多くのボランティアが集まりそのままとどまった人もいることから、神戸は最初のコミュニティビジネスが根付いた被災地であるとして、これは神戸ならではの自立支援プログラムではないかという指摘もされました。

最後に、災害は決して平等ではない、弱者に、より濃厚におそいかかる、貧富の差を拡大する形で襲いかかる、災害弱者の立場に立つのが生存権保障の一番の視点であること、まず声を上げること、当たり前のことを当たり前として声を上げていこう、実態と伝えることよって前進していく、という結論と呼びかけがなされました。



第2分科会 自立支援プログラムと生活保護改革

第2分科会では、専門委員会報告後、2005年度の実施要領改正でも焦点となった、自立支援プログラムについて議論しました。

尼崎福祉の梅園さんからは、就労促進相談員として日々とりくむ中での実践的な報告がおこなわれ

ました。就労支援にとりくむ場合、何よりも本人の意欲（それをいかに引き出すか）、そして援助者との信頼関係をいかに築くかがポイントとなります。具体的ノウハウの詰まった「しおり」をもとに、利用者と一緒に考える姿勢の大事さが強調されました。自尊心を大切にすること、主体性をよくむこうとなど、たんに「働きなさい」と指示したりそれに従わないとして廃止をしようとする多くの現場とは対極の姿が示されました。

横浜の小山さんからは、生活保護ケースワーカーとして、今回の自立支援プログラムが、保護廃止に持ち込むための「プログラム」になる危険性が指摘されました。横浜では、就労（自立）支援事業をモデル的にとりくまれ保護費削減の成果が強調されてきましたが、廃止後の後追い調査をおこなったわけではなく、実態はよくわからないこと。労働法規も遵守されないような今の劣悪な労働環境の中に利用者を強制的に放り込もうとしていること。結局は保護の長期化を防ぐことに目的が終始し、これでは「利用しづらく追い出す制度」ではないか。お金を背景に廃止をちらつかす福祉事務所が自立支援担当者をおくのではなく職安の方において欲しい、と指摘されました。

会津短大の下村さんからは、自立支援プログラムの実施状況について、全国的な調査をおこなった報告がなされました。私たちが危

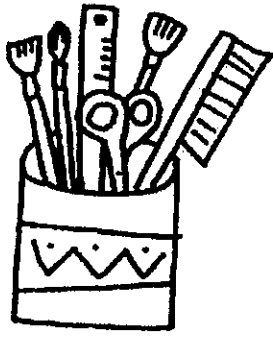
惧したとおり、就労自立支援は多くのところでおこなわれているものの、日常生活自立支援や社会生活自立支援はほとんど実施されていないことが明らかとなりました。また、保護切り捨ての「適正化」路線のままに就労支援を展開すれば、たんなる出口での排除にしかならないことについて厳しく指摘され、本当の自立支援をおこなうためには、専門性を持ったケースワーカーを育成することが急務であると話されました。

釜ヶ崎まちづくりフォーラムのありむらさんは、ある意味で「全く異なった対象者」である寄せ場のおっちゃんたちの自立支援について話されました。釜ヶ崎のカマヤんたちにとっては、生活は一日一日で完結しており、いかに1カ月を暮らすかが独自の自立支援となること。また、アルコール依存の方も多く、いかに金銭的自立を支えるか。そんなことができるんやったらこんな街に来るかい、という「黄金の理論」もある中で、自立支援をとりくんで、旅人から住民へ変わっていく。生活保護も活用しながら、個々の自立支援を積み重ね、まちづくり、地域づくりへと創意工夫されている楽しいとりくみも報告されました。

報告を受けての討論では、「兎相の現場から見ると、自立支援にたどり着かない、まずは生活保護が受けられないことが問題」「やはり排除は廃止が目的のプログラムだ」「すでにプログラム拒否を理由として申請却下が出ている。裁判連として対抗理論構築を」「稼働年齢層は入り口ですでに排除され尽くしているのだからどうも自立支援するというのか」「親身に自立支援をとりくんでおられる報告に異論はないが、なぜ職安に置くのではダメなのか」「旅人だった方たちが生活保護を受け

てべったり街にいたるようになった。この人たちがどういう意識を持つかで釜ヶ崎の街が変わる」「救護施設で退所者の支援をしている。とりくみの中でアパートをスリッパする人は本当に少なくなつた」などの発言がありました。

助言者の布川さんと松崎さんからは、本来の自立支援はケースワーカーとして楽しくおもしろい、やりがいのある仕事のはず。なぜそうならないか、どうやればできるかを考えていく必要がある。厚生労働省がむしろ「権利を守れ」といわざるを得ない実態となっており、そこはトコトン追及する足がかりとなる。指導指示や制裁の問題は委員会では議論できなかった。「報告書」には積極面と危険な面の二面性があるのは事実だが、使えるところもあるはず。どう生かすかがまずまず問われていく。とのまとめがおこなわれました。



第3分科会 生活保護訴訟の現状と成果

この分科会では、3本の報告がありました。

まず最初に、京都の「老齡加算削減処分取消訴訟」について、弁護団

の佐野就平さんから、この裁判の趣旨と意義について説明がおこなわれました。70歳以上に一律支給されていた老齡加算は、少ない生活扶助費を補填し、最低限度の生活を保障するという意義を有するものですが、これを段階的に削減し廃止することは、憲法25条の生存権を侵害するものではないか。この裁判の真の争点は、現代における健康で文化的な最低限度の生活の中身を問うことにある、という主張です。続いて、原告の一人の松島松太郎さんから、きびしい労働生活の中で身体をこわし、入院し、そして生活保護を受けるようになったこと、生活保護費での生活は厳しく、節約に努めていること、平成16年4月から老齡加算が減額され、さらに京都市から出ていた夏と冬の見舞金もなくなり、さらに生活が厳しくなつたこと、そして、なさけなさとなつたこと、年寄りの生活保護基準とはどれだけの差があるのかはつきりさせたいと思ひ、提訴に踏み切つたという決意と訴えが力強く表明されました。

次に、熊本市生活と健康を守る会の阪本深さんから「熊本市における審査請求の取組」について、報告がありました。熊本市では、2003年8月に54歳の女性が稼働能力不活用を理由に生活保護申請を却下されたという相談を受け、審査請求運動に取り組んでいます。相談者の要求に応えるために、生活と健康を守る会の三

役を中心に、自分たちで資料を取り寄せ、生活手帳を読み直し、生活保護に関する本を購入し、審査請求の進め方について、一から勉強し、自分たち自身の手で、審査請求をおこなつてきました。福祉事務所と交渉し、繰返し相手の主張を聞き、矛盾点を正確に把握することに心がけてきました。こうした努力の結果、過去2年間に22件の審査請求を出し、11件について原処分取消という成果を勝ち取つてきました。これは同時に熊本市の生活保護行政がいかに異常であるかということをも示すものです。今後は市民を巻き込んでさらに大きな運動にしていきたいという決意が表明されました。

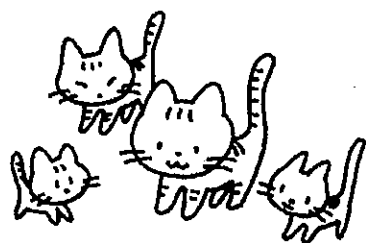
最後に、神戸の冬を支える会の青木しげゆきさんから、「神戸の野宿者と生活保護」について報告がありました。青木さんは98年から神戸に移り住んでいますが、大震災からの復興途上にある神戸市で見られる野宿者の数は、神戸市当局が公表する数よりも多いのではないかとという疑問がありました。99年から同会で独自調査を進めてきましたが、神戸市の公表する数字を大きく上回る年が続いています。また同会では、夜回り・生活相談などを通じて、野宿生活から脱却できるように、これまでに1000名以上の野宿者の生活保護受給を支援してきました。これは、神戸市内には自立支援

センター・自立支援事業がないため、生活保護受給がもつとも有効な方法と考えられたからです。こうした活動の中で保護申請が却下された場合、審査請求も起こしてきました。これは行政の対応に慎重さが見られるようになったという効果を生み出してきましたが、支える会の手の届かないところで違法な対応がおこなわれている可能性も高く、これを未然に防ぐために生活保護制度の運用を改善させる申し入れと交渉活動を重視して取り組んでいます。

3本の報告を受けて、討論・意見交換がおこなわれました。広島市では、33名の原告団を組織し、老齡加算訴訟を準備中であること、北九州でも老齡加算削減処分に対して大量審査請求運動活動を展開しているといった裁判運動の前進事例が報告されました。また、高松市からは福祉事務所との相談窓口で相談員として刑務官OBと警察官を配置し、申請の際に同伴者を認めないなどといった方法で要保護者の申請権を抑制・侵害している事例などが報告されました。

最後に助言者の尾藤さんから、(1)生活保護裁判は、第4の波の段階に達しているといえるのではないかと、朝日訴訟の第1の波のルネッサンスの時代ともいえ、今日における最低生活の中身を問うべき時代となつていく、(2)法的に認められない行政運用が全国で横行している中で、全面戦争

を行なうために、全国的に組織的に対応できる力量を築き上げる必要がある、(3)各地の運動の教訓を生かし、いつでもどこでも争えるように司法ネットの整備を進めなければならぬ、といったまとめの発言があり、白熱した討論をしめくくりました。



生活保護ケース記録開示請求訴訟について

弁護士 江野尻正明

発端は、63条返還決定であった。大阪市のケースワーカーが、担当のIさんについて、長期間放置していた。担当ワーカーからの約8ヶ月ぶりの電話は、「Iさん、交通事故で保険金もらったそうやね。そのお金、福祉事務所に返してもらわなアカンから、判子持つて役所に来て頂戴。」というものであった。事故後の体調はどうか、という声かけは一切なかった。担当ワーカーは、保険会社からの照会でIさんの交通事故を知つたらしい。Iさんをお呼びつけたワーカーは、分割返還願いを留意しており、「これに判子押してもらわなければ、一括で全額返還の命令を出す」と言つて、Iさんに分割返還願

への押印を迫った。しかし、既にその保険金を栄養ドリンク剤や家事手伝いの謝礼として費消していたIさんは納得がいかず、知人・新聞記者を経て弁護士に相談をするに至った。結局、分割返還願いを提出しなかったIさんには、保険金全額について63条の返還決定が出された。

これに対し、Iさんは、我々弁護士を代理人として審査請求・再審査請求をした(再審査請求後5年間経過しているが、まだ決定はなされていない)。その過程で、本件63条決定が違法・不当であることの現れとして、担当ワーカーがいかにも、本来なすべきケースワークをしていないか、が大きな問題となった。このため、我々は、審査請求・再審査請求の手續の中で、処分庁に対して、Iさんのケース記録の全面開示を求めた。しかしながら、処分庁は、「厚生労働省の指導により、開示はできない」と拒むばかりであった。

そこで、我々は、大阪市に対し、大阪市個人情報保護条例を根拠にIさんの生活保護ケース記録の開示請求を行った。これに対する決定も全面非開示であった。我々は、異議申し立てをし、大阪市個人情報保護審議会に判断を求めた。その結果、同審議会は、評価にかかる部分や関係諸機関や個人から得た情報等を除いた一部開示を認めた。

この決定に基づいて、大阪市は一部開示をしたが、Iさんとしては納得いくものではなかった。我々は、上記「一部不開示決定」を取り消すべしとして、行政訴訟を提起した。

情報開示請求権は、プライバシー権(自己情報コントロール権)

に由来するものではなく、条例により創設的に生じた権利であり、開示の可否は条例の解釈に尽きるというものが、判例の傾向である。しかしながら我々は、本件が福祉情報であり、生活保護に関わるものであることからできる限り情報を開示し、ワーカーと保護受給者とが情報を共有し、誤った情報があればこれを正して、正確な情報に基づいてケースワークがなされるべきであるという論理を展開した。その背景には、北本事件の判決(東京高裁2002年3月20日判決。介護保険に関する記録。たまたま生活保護記録用紙に記載されていたの全面開示を認めたもの)と、イギリスやカナダでのソーシャルワークにおいては、その対象者についても原則として全ての情報が開示されるという流れがあることを強調し、大阪市がいうような「開示した場合に被保護者との信頼関係がなくなる」等の弊害がないことを訴えた。

このあるべきソーシャルワーク論については、弁護団長田中幹雄弁護士の見解に加え、松崎喜良神戸女子大助教授の助言を大いに参考にさせていただいた。また、開示しても処分庁に弊害のないことを示すために、神戸市の開示状況等についても指摘し、この点については、辯本氏の情報提供に負うところが大きかった。

その結果、大阪地裁では個別の

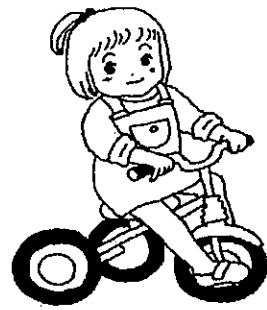
情報を精査し、大阪市の個人情報保護審査会の決定よりも広く開示を認めたと全面開示には至らなかった。新たに開示を認められたのは、非開示の情報の一部につき、個人の評価等に関するものではない等と認定した情報、つまり条例の事実への当てはめで認められたものであった。しかしながら、Iさんとしては、素朴に、私に関する情報をどうして私自身が全部見られないということになるのか了解できない、との思いを持っておられたことから、大阪高裁に控訴した。

大阪市も控訴したが、控訴審では、双方の控訴棄却という判断がなされた。我々は、控訴審で、Iさんの息子や、当初Iさんに関わった新聞記者から、自分に関する情報は開示されてもかまわない、といった書類を証拠として提出したが、控訴審はこの点に何等触れることなく、情報開示の範囲を拡げなかった。そこで、我々は、上告及び上告受理申立を行った。

本来、自治体の情報開示とは、情報の種類を問うことなく、その要件を充たすものを開示するものであるが、本件では、ケースワークが適切になされたか否かが審査請求・再審査請求で大きな争点となっていたが故に、福祉情報の特異性を訴えているのである。

いずれにせよ、生活保護記録であるから一律に全面非開示、という取り扱いを裁判所は認めないことが明らかになったことは成果であるが、なお、道半ばである。

また、本丸の63条返還について、いずれ、従来の最高裁判決を覆す大法廷判決を得る必要があり、多くの皆様の支援を求めるものである。



新潟県でも生存権裁判へ!

新潟県生活と健康を守る会

吉田松雄

10月16日、新潟市で竹下義樹弁護士を招いて「新潟生存権裁判を支える会」(以下、「支える会」)結成集会を開催しました。県下各地から「生活と健康を守る会」の会員、県社保協、患者家族団体協議会の代表など121名が参加しました。

「支える会」代表の石崎誠也・新潟大学法科大学院教授は、今、憲法をめぐって議論がされている。この裁判もその一環。私たちが安心して暮らせる仕組みは憲法9条と25条がつくっていた。その意味では人間を大事にする憲法を守っていく運動。1人ひとりが大事にされるという社会の仕組みをつくっていく上で大事な裁判であり、それはとりもなおさず、この国の在り方をどのようにしていくのかという裁判でもあると強調されました。

また、竹下弁護士は講演で、「生存権裁判」は、食事、散髪、入浴、人付き合いを制限し、新聞すらとれないような、老齢加算減額後の保護利用者の生活が、果たして憲法25条が国民に保障している「最低限度の生活」にあたるのか、すなわち「最低限度の生活」とは何かを問う裁判です。それはまた、老齢加算削減・廃止が、最低賃金、年金引き下げなど、国民生活の切り下げにつながるから、国民生活の土台を守り築きあげて行きたたかいかいでもあることを強調されました。

竹下弁護士の記念講演、石崎誠也新大教授あいさつは、参加者に深い確信と勇気を与えました。さらに、3名の原告予定者の勇気ある行動と発言は、会場いつぱいの参加者に感銘を与え、たたかう決意を奮い起こさせました。

参加者の感想文はそのことを証明しています。「竹下先生の講演は、事例も豊富でとても力強いお話でした。結成集会にふさわしく勇気がわいてきました。」「原告3人、高齢にもかかわらずがんばっておられる姿を見、私たちは「支える会」を大きくし、勝利にむけ足を踏み出さなければと思います。」「この裁判が近い将来我が家にも起こることと思いが参加しました。竹下弁護士の力強いお話にも勇気ももらい、現場でいろいろ活動してくださる人々の多さに驚きました。私自身、原告の方々に近い生活で、すごく落ち込むことがあるのですが、私は1人ではないんだ、仲間がこんなにいる、と改めて

思われる2時間でした」。

集会の前日に、3回目の弁護士による学習会が竹下弁護士も参加しておこないました。今年12月の提訴(予定)にむけ、原告予定者の生活実態をさらにリアルに突きつみ、説得力ある資料を作成するとともに、しつかりとした弁護団を確立して裁判に臨むことを確認しました。

また、来春には第二次提訴を準備しています。それは、石崎教授の提起を受け、4月に施行された改正行政事件訴訟法を活用した義務付け訴訟を提起することになるでしょう。新潟市の生活保護利用者は、10月17日付けで「生活保護変更申請書」を当該福祉事務所長に提出、2004年3月時点の老齢加算額の支給を求めました。当然福祉事務所は「却下処分」をするでしょう。直ちに審査請求を提起し、2004年3月時点の老齢加算額の支給を求める義務付け訴訟を提起します。他にも旧新津市、長岡市、柏崎市などでもその条件が整えば義務付け訴訟を提起することになっています。

新潟の仲間たちは、胸躍る思いで21世紀の生存権裁判勝利のたかひを、明るく、楽しく、元気に開始しています。



生きる喜びを取り戻したい 広島県生活と健康を守る会連 合会

事務局長 日下健

二 《はじめに》

去る9月28日、広島で生活保護裁判の原告団の結団集会が開かれました。この集会には、生活保護における老齢加算をカットされた人や、今年から始まった母子加算のカット、多人数世帯のカットなどで、保護費を大幅に減額され、その処分の取り消しを求める裁判の提起を予定している、広島県内の原告予定者32人のうちの16人(あとの16人は仕事だったり、病気がったりで欠席)を含む弁護団や支援者など60人が集いました。そして、裁判を早期に提起することなどを確認し、原告団長に加藤清司さんを選びました。

原告団の結団を受けて、後日開催された弁護団会議では、裁判の提起を12月9日に決め、その具体的準備に入りました。

私たちは、それと平行して、運動を大きく広げて行くための武器として、生活保護世帯の生活実態を明らかにしたパンフレットを作成し、広めていく取り組みをしています。

《怒りをおぼえるカットの理由》

昨年4月から厚生労働省は、70歳以上の人に支給されていた老齢加算を、段階的に廃止することを突然決めました。理由は、60歳

代の方が消費支出が多いので、70歳以上の人たちを特別優遇する必要がないというのが大きな理由でした。たったこれだけの理由で、今まで最低限の生活を保障するんだとあって、高齢者は「咀嚼力が弱くなり、吸収の良いものを食べる必要がある」だとか、「社会的付き合いが必要」となることを大きな理由として、加算されていたのです。食事の大切さもさることながら、同年輩(70歳代や80歳代)の方が病気で入院したり、亡くなるケースが極端に多くなり、社会的付き合いが多くなり、余分な費用がかさむのは至極当然のように思いました。老齢加算がついていた理由に納得したものでした。

ところが、70歳以上の人よりも60歳代の人々の生活が大変だということです。それなら60歳代の人にも何らかの援助をすることを考えれば良いことで、老齢加算をカットしなければならぬという理由にはサラサラなりません。また、今年からの母子加算のカットも同じです。同年輩の母子の人たちの生活が、生活保護世帯よりも大変である。だから公平性を欠くというのが平たく言った理由のようです。だったら、老齢加算の時と同じように、困っている生活保護を受けていない人に何らかの援助を考えれば良いことではないでしょうか。

《怒る原告予定者》

このように、理由にもならない理由をつけて、しかも一方的にカットされたのではたまったものではありません。

それなら老齢加算で生活費の20%、多人数世帯では4人家族で1類の5%、5人以上の家族で1類の10%もです。

原告団の多くの人たちが怒っています。「最近ひ孫が来なくなつた。冷蔵庫の中にあつたアイスクリームやジュースを目当てにきていたのが、今では調味料しかない」と寂しそうに語ったり、「親戚や近所の人たちが亡くなるのが怖い、お葬式にも出られない」や「リュウマチの持病に最適なのは銭湯。しかし、銭湯にも思うように行けない」などです。食事の回数を減らしたり、スーパーに閉店間際に行つて安く買つたり、風呂の回数を減らしたりしているのは殆ど全員です。母子家庭で子供が4人いる家族のお母さんは、「子どもたちは食べ盛り、競争のように食べる。恐ろしいほど生活費がかかる」と心配しています。本来ならば喜ぶべきことが不安になるのです。このようなことが経済大国である日本の現実なのです。

《孤立させない運動を》

この裁判を支援する会(準備中)の代表を快く受けていただいている県立広島大学の都留民子教授は、「生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちも圧倒的に多い、その人たちの生活水準を引き上げる闘いと一体となって繰り広げることが大切。裁判を決議された方の

勇気にまずお礼を申し上げます」と述べておられます。私は、都留先生の話しを聞き、裁判を決議された人たちに敬意を表したい思いです。まさに、泥沼に沈みかけている低所得者(最低賃金、不安定雇用で四苦八苦の労働者、失業で無収入の人、月数万の年金生活者など)の人たちに手を差し伸べ、一生懸命に助けあげようとしている原告団の人たちの姿が目には浮かびます。その原告団の人たちに加勢しようとしている支援者の人たち。しかし、何と、原告団の人たちが、必死に踏ん張っている、その足元をスコップで掘り崩そうとしている人物がいるではありませんか。それは何と、薄ら笑いさえ浮かべた小泉首相でした。

このような構図を多くの人たちに語りながら、私たちの生活を脅かしているのは誰なのか、私たちが求めている憲法で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」とは何かを鋭く問うたたかひにして行きたいと思つていきます。



生活保護裁判報告(広島)

一審敗訴と控訴審での闘い

弁護士 中田憲悟

1 事案の概要

本件は、生活保護の受給に関し、被告東広島福祉事務所長が原告の提出した辞退届を理由に保護廃止決定をしたところ、原告が、当該辞退届は錯誤・強要に基づくものであり無効である、仮に錯誤・強要といえなくとも、形式的に辞退届が提出されただけでは保護廃止の要件を充たさないので保護廃止決定は違法であると主張して、被告東広島福祉事務所長に対し、同被告が行った保護廃止決定の取消しを請求するとともに、同市職員から暴言を浴びせられ精神的苦痛を被ったと主張して、被告東広島市に対し、国家賠償法に基づいて損害賠償(含遅延損害金)の支払を請求した事案です。

2 一審判決までの経過

(1) 原告は、平成12年当時30歳台の女性で、2人の娘を抱え、多重債務に苦しむ中、職を失い、将来の生活に非常な不安を覚えて生活保護受給の相談を受け、保護開始には至ったのですが、辞退届の作成提出を指導され、ほぼ同時に約10日余り後を以って保護を廃止する決定を受けました。この多重債務の整理のため、自己破産の申立をした代理人が私であったことがきっかけで、今回の事件に関する相談を受け、代理人に就任することになったわけですが、自己破産申立の事件に関する相談を受ける中で、福祉事務所の窓口で「昼も働け。夜も働け。」といわれ

たと聞き、二人の娘さんを家に残して夜仕事に出ろというのは酷過ぎるので、支援団体を紹介したことを記憶しています。残念なのは当時の私は、生活保護の手続きについて十分な知識を有しておらず、酷過ぎるという印象を受けたのに、法律的に十分な対応をすることができなかったことです。

(2) そのような反省の念もあり、上記のような主張を柱として、生活と健康を守る会を中心とした支援者の方々のバックアップを得て提訴しました。もちろん社会性の高い事件ですから記者会見も設定し、地元広島ではしつかりとした報道がなされました。その結果、同じ東広島社会福祉事務所と同じような酷い扱いを受けたとマスコミに訴えた方が数名おられました。その中の一人は、同じ窓口担当者から具体的なスタンドを紹介され面接をさせられるなどしており、覚悟を決めて、本件裁判においても証人として証言台に立ち、事実を明らかにしてくれました。

(3) また、福祉事務所の担当者(2名)の証人尋問においては、「建前上は係長だったが、転勤したばかりで生活保護は素人だった。」「在任中の4年間で約50件くらい辞退届が出されていた。」「辞退届による廃止の法令上の根拠といわれるとちよつと疑問が残らないではない。」「スタンドというのはガソリンスタンドというつもりで言った。……等々の証言がなされ、本件保護廃止決定に関するきちんとした法律上の

根拠、手続を説明する証言はありませんでした。

(4) 法律的な主張に関しても、研究者の先生方から種々の助言や資料提供をしていただき、これなら勝訴判決が得られるだろうと思っていました。ところがそれは甘い幻想でした。

(5) 判決の内容は、「生活保護法は保護の開始に関して申請主義を採用し(同法7条本文)、保護実施機関は、例外的に、要保護者が急迫した状況にある場合に職権で保護を開始する義務を負っている(同法25条1項)に過ぎない。」とし、「辞退した場合、廃止することで直ちに急迫した状況に至ると認められない限り、保護を継続する義務を負わず、……保護を必要としなくなったとき(同法26条)に該当するとして……廃止することができる」と判断しました。そして、「最も辞退の意思表示が私法上無効と認められる場合に……保護廃止決定も瑕疵あるものとして取り消すのが相当」だが本件の場合そのような瑕疵はないとし、本件保護廃止決定に違法はないと断じました。

窓口における暴言についても「炭鉱や水商売など、その表現に行き過ぎの面があることは否定できない」としつつ、「直ちに女性を蔑視する表現であるとも言いがた、就労指導の範囲を逸脱するものではない」と判断し、不法行為を構成するほどの違法性はないと判断しました。

全面敗訴でした。弁護士として真に辛い無力感を覚えました。

3 2審での闘い

1 審判決は、保護廃止の要件についても間違つた考え方を示し、窓口における暴言に対する評価も人権感覚なしといわざるをえないものです。気落ちしていた私に強い味方が現れました。「押しかけ弁護士ですが」と竹下義樹先生が連絡をして来られ、是非ともいうことで共同受任して頂きました。この裁判は、勝たなければならぬ裁判であると確信しています。信念と執念を持って闘い抜きたいと思っておりますので、今後もしもご支援をよろしく願います。

